

第7次宮城県地域医療計画の中間見直しについて

1 概要

- 宮城県では、医療法の規定に基づき、平成30年4月に第7次宮城県地域医療計画を策定し、本県における5疾病・5事業及び在宅医療をはじめとした医療提供体制の確保を図ってきた。
- この第7次計画については、計画期間が5年から6年に変更されたことに加え、計画策定後も調査、分析及び評価を行い、3年ごとに変更することとされたことから、今般、所要の見直しを行うものである。

2 中間見直しの内容

- 国通知による「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」の改正及び各疾病・事業の「現状把握のための指標例」の見直しを踏まえ、修正を行った。また、必要に応じて、本文記載の数値の更新、表現の見直し及び図表の時点修正等を行った。
- 見直しに当たって、各分野については、関係協議会等において意見聴取等を行い、計画全体については、宮城県医療審議会に諮問した上で、同審議会計画部会で協議を進め、答申を受けて決定した。

3 主な改正箇所

裏面のとおり

【主な改正箇所】

5 疾病・5 事業及び在宅医療	
①がん	・地域拠点病院の指定状況等を時点修正し、子宮頸がんワクチンの勧奨推進に係る市町村への助言等について加筆した。
②脳卒中	(統計値の時点修正のみ)
③心筋梗塞等の心血管疾患	(統計値の時点修正のみ)
④糖尿病	・「糖尿病の医療体制構築に係る現状把握のための指標例」の見直しにより「糖尿病患者の新規下肢切断術の件数」が追加されたことを踏まえ、糖尿病足病変による新規下肢切断術の件数(人口10万対)の実績値を追記した。
⑤精神疾患	・「精神疾患の医療体制構築に係る現状把握のための指標例」の見直しにより、地域平均日数が追加されたことを踏まえ、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を数値目標に追加した。 ・宮城県精神保健福祉審議会における協議を踏まえ、「現状と課題」及び「施策の方向」の各疾病について追記をしたほか、アルコール対策推進計画の策定や依存症専門医療機関及び治療拠点機関の選定を踏まえ、依存症に対する施策の方向性を追記した。
⑥救急医療	・「救急医療の体制構築に係る指針」の改正により、救命救急医療機関には災害拠点病院と同様に自家発電機等を保有することが望ましい旨が追加されたことを踏まえ、県内の救命救急センターの全てが自家発電機等を保有している旨を追記した。
⑦災害医療	・「第7次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」において第7次医療計画策定後の災害医療の現状を踏まえた内容を盛り込むこととされたことを受けて、保健医療調整本部の設置について追記した。
⑧へき地医療	・「へき地の医療体制構築に係る指針」及び「へき地の医療体制構築に係る現状把握のための指標例」において、へき地医療拠点病院の中で、巡回診療や代診医の派遣など必須事業を年間1回以上行う医療機関の割合を100%にすることが望ましい旨が追加されたことを踏まえ、数値目標に追加した。
⑨周産期医療	・「周産期医療の体制構築に係る指針」の改正により、周産期母子医療センターにおいて被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画を策定していること等が追加されたことを踏まえ、災害に対応したインフラ体制構築等の推進について追記した。
⑩小児医療	・「小児医療の体制構築に係る指針」の改正を受けて、「小児医療圏」について「医師確保計画」と同様の定義を用いることを明記したほか、「小児災害時医療体制」及び「小児医療に関する協議会」に関する記載を追加した。
⑪在宅医療	・「在宅医療の体制構築に係る指針」の改正において、訪問診療を実施する診療所・病院数に関する具体的な設置目標を記載することとされたが、本県では既に数値目標としていることから、時点修正を行った。
5 疾病・5 事業及び在宅医療以外	
⑫感染症対策	・新型コロナウイルス感染症に関する記載を新規に追加した。具体的には令和2年1月の感染者確認からこれまでの経過と感染者数、感染拡大防止のための体制整備等について記載した。